

○庄川水記念公園施設条例施行規則

平成16年11月1日

規則第107号

改正 平成17年12月26日規則第41号

平成24年3月30日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、庄川水記念公園施設条例（平成16年砺波市条例第141号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第7条の規定により許可を受けようとする者は、庄川水記念公園施設利用許可申請書（様式第1号）を、利用しようとする日の3日前までに指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、同項の期間以後の申込みについても受理することができる。

(利用の許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第7条の規定により許可をしたときは、庄川水記念公園施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第4条 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、庄川水記念公園施設利用取消届出書（様式第3号）に前条の許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により許可の取消し等の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を利用者に通知するものとする。

(利用料金の納付)

第6条 条例第11条に規定する利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 市長は、条例第12条の規定により指定管理者が利用料金の減免基準を定めようとする場合において、別表に定める減免範囲及び減免割合に適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

2 前項の場合において、条例別表備考第2項及び第3項に規定する加算料金は、市長が特に必要と認めるものを除き、減免しない。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、庄川水記念公園施設利用料金減免申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第8条 庄川水記念公園施設(以下「水公園施設」という。)の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内において他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (2) 施設又は備品、展示品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 許可なく施設若しくは備品に特別の設備を設置し、又は現状を変更すること。
- (4) 備品を館外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 館内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、水公園施設の秩序の維持に関し指定管理者が定める事項

(施設の損壊等の処置)

第9条 利用者は、施設又は備品を損壊し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用後の処理)

第10条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の庄川町木工新製品開発センター管理規則(平成13年庄川町規則第6号)、庄川町特産品生産センター管理規則(平成13年庄川町規則第7号)、庄川町郷土文化保存伝習センター管理規則(平成13年庄川町規則第8号)又は庄川ふれあいプラザ管理規則(平成16年庄川町規則第1号)の

規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の庄川水記念公園施設条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の庄川水記念公園施設条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月30日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の庄川水記念公園施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料の減免について適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

3 改正後の規則の規定に基づく利用料金の減免その他の手続は、施行の日前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。

別表（第7条関係）

減免範囲	減免割合
砺波市の伝統工芸品及び特産品の展示及び販売並びに観光振興を目的として利用するとき	100分の100
その他特別の理由があると市長が認めるとき	市長が定める割合

様式第1号(第2条関係)

庄川水記念公園施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

庄川水記念公園施設を利用したいので、庄川水記念公園施設条例施行規則第2条の規定により申請します。

申請者	住所 〒 —	連絡先電話番号 — —
	団体名及び 代表者氏名	担当者氏名
利用目的		
利用施設名		
利用日時	年 月 日 午 前 時 分～午 前 時 分 後 後	
利用器具等		
利用予定人数		
入場料徴収有無 及び最高金額	有 ・ 無	円
その他参考事項		

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

庄川水記念公園施設利用許可書

年 月 日付けで申請のあった庄川水記念公園施設の利用について、次のとおり許可します。

指定管理者

申請者	住所 〒 —	連絡先電話番号 — —
	団体名及び 代表者氏名	担当者氏名
利用目的		
利用施設名		
利用日時	年 月 日 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後	
利用器具等		
利用予定人数		
入場料徴収有無 及び最高金額	有 ・ 無	円
その他参考事項		

様式第3号(第4条関係)

庄川水記念公園施設利用取消届出書

年 月 日

指定管理者 あて

次のとおり利用を取り消したいので届け出ます。

申請者	住所 〒 —	連絡先電話番号 — —	
	団体名及び 代表者氏名	担当者氏名	
行 事 の 名 称			
主 催 者 名			
利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
許 可 を 受 け た 利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
利 用 許 可 を 受 け た 施 設			
利用許可を受け た 附 属 設 備 等			
取 消 し の 理 由			
備 考			
添 付 書 類	利用許可書		

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

庄川水記念公園施設利用料金減免申請書

指定管理者 あて

次のとおり、利用料金の減免を受けたいので申請します。

申請者	住所 〒 —	連絡先電話番号 — —
	団体名及び 代表者氏名	担当者氏名
利用目的		
利用施設名		
利用日時	年 月 日 午 前 時 分～午 前 時 分 後 後	
主催者名		
利用料金	円	
減免申請理由		
※減免する額	円	

注 ※印には、記入しないでください。

様式第5号(第7条関係)

庄川水記念公園施設利用料金減免決定通知書

年 月 日

申請者 住 所  
団体名及び  
代表者氏名  
担当者氏名

指定管理者

次のとおり利用料金を減免したので通知します。

行 事 の 名 称			
主 催 者 名			
利 用 目 的			
利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
許可を受けた利用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで
利用許可を受けた施設			
利用料金の額	金	円	
減免する理由			
減免する額	金	円	
備 考			



様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)